

## (事務連絡)

認可を受けた地縁による団体の告示事項に変更があったときは、当該地縁による団体の代表者が、別紙「告示事項変更届書」に、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて、町長に届け出なければならないと規定されています（地方自治法第 260 号の 2 第 11 項、施行規則第 20 条）。又、この届出に基づき、町長は、告示した事項に変更があった旨の告示を行わなければならないこととされております（地方自治法第 260 号の 2 第 10 項）。

つきましては、貴団体におかれまして該当する場合は、団体名称等をよくご確認のうえ速やかに提出くださいますようお願いいたします。

<地縁団体>江北浜、西新田場、国坂、国坂浜、大野、田井、米里、北条島、北尾、弓原浜、下神、松神、曲、国坂中、東園浜、由良宿 2 区、由良宿 7 区、緑ヶ丘（以上 18 団体）

担当：役場総務課 柿本 電話 37-3111

平成 年 月 日

北栄町長 松本昭夫様

地縁団体による団体の名称及び事務所の所在地

名称

所在地 北栄町

代表者の氏名及び住所

氏名

㊟

住所 北栄町

## 告示事項変更届出書

下記の事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出いたします。

記

### 1. 変更があった事項及びその内容

#### (1) 代表者の氏名及び住所

(変更前)

氏名

住所 北栄町

(変更後)

氏名

住所 北栄町

### 2. 変更の年月日

平成 年 月 日

### 3. 変更の理由

自治会役員の改選による。